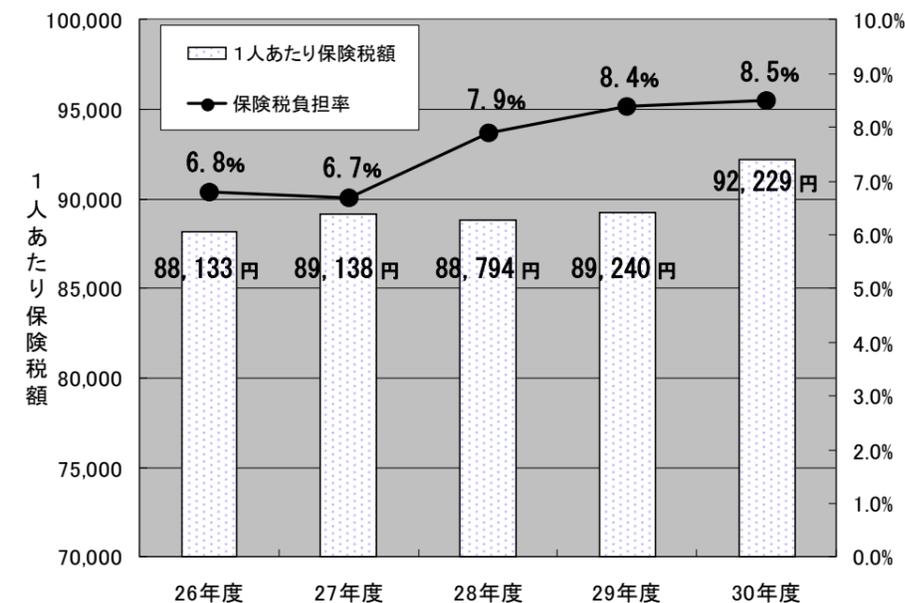


【長久手市】国民健康保険税条例の改正（案）について

参考1

国保の県単位化に伴い、本市においては、県から提示される市町村標準保険料率を参考に、年度ごとの国保被保険者の状況（世帯構成・所得）をふまえて **2018～2022年度の5年間で段階的に保険料率の引上げ**を行う予定となっています。

■2018(平成30)年度の国保の状況



1人あたり保険税額は、税率改正の影響だけでなく、国保加入世帯の所得や被保険者数の増減により変動します。
保険税負担率は、国保加入者1人あたり保険税額を国保加入者1人あたり平均所得で除した数値となっています。

■2019(平成31)年度の国保事業費納付金（本算定）

2019(平成31)年度の納付金額は、算定に係る所得水準等の増加により、30年度比で、**664万円（1人あたり5,270円）**増加しています。

2019(平成31)年度 13億63万円 (1人あたり14万3,964円)

2018(平成30)年度 12億9,399万円 (1人あたり13万8,694円)

■2019(平成31)年度の保険料率の改正

2年目となる保険料率の改正は、2019(平成31)年度市町村標準保険料率を参考に国保被保険者の状況（世帯構成・所得）をふまえて設定します。

★所得減免については、保険税負担の軽減を図るために継続します。

1人あたり保険税額 9万8,692円（30年度比：6,463円増）

市町村標準保険料率への段階的な引上げ及び所得減免等により、1人あたり保険税額を抑えることで生じる納付金等の財源不足分については、**一般会計からの法定外繰入金2億8,547万円（1人あたり3万1,617円：30年度比174円増）**により補います。

【参考】2017—18年度の保険税の賦課状況の比較

	2018(平成30)年度	2017(平成29)年度
1人あたり保険税額	9万2,229円	8万9,240円
保険税負担率	8.5%	8.4%
1人あたり法定外繰入額	3万1,443円	2万1,556円
所得減免の対象世帯	1,020世帯	所得200万円以下で法定軽減の対象とならない世帯の均等割・平等割額の20%を減免
構成割合	17.8%	
減免額	1,243万円	
法定軽減の対象世帯	2,394世帯	2,265世帯
構成割合	41.9%	39.5%
軽減額	8,389万円	7,544万円